

山柔協第20-326号
令和2(2020)年6月25日

各市柔道協会等団体の長 様
各チームの長 様

一般社団法人山口県柔道協会
会 長 砂川利和
(会長印を省略しています)

新型コロナウイルス感染症対策と柔道練習・試合再開の指針の運用 について（通知）

当協会の事業については、平素から格別の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、標記指針については、6月20日付け山柔協第20-325号でお知らせしたところですが、このまま順調に進めば、最短で開始(6月1日)から4週間経過後の6月29日から**段階3(乱取り練習段階)**に入ります。

また、学校の部活動にあつては、柔道部以外の多くの部活動で、従前から行われていた合同練習等が再開されているところです。

このような状況を踏まえ、段階3(乱取り練習段階)について、下記により運用することとしますので、宜しく申し上げます。

記

1 標記指針の運用

標記指針では、柔道練習段階3においては、「出稽古は自粛」とされるともに、同指針の留意点においては、「特定の地域との移動制限が残っている場合には、出稽古や対外試合も控えましょう。」とされているところですが、現在のところ、移動制限は全国的に解除されています。また、学校の部活動において、合同練習等が認められている場合もあります。

これらの状況を踏まえ、従前から恒常的に行われていた合同練習については、特に次の条件に適合する場合に限り、計画的に、かつ同指針に基づく感染予防措置を講じたうえで、実施して差し支えないこととします。

(条件)

- (1) 従前から恒常的に行われていた近隣の合同練習であること。
- (2) 参加者(保護者等選手以外も含む。)は、万が一感染症が発生した場合等の対応のため、連絡先を記録することに同意すること(1か月経過後は記録を破棄)。
- (3) 学校の場合、学校の部活動の方針に従っていること。
- (4) 学校以外の場合、同一市町内の参加者を原則とする。

2 問合せ

本運用にあたって、疑義がある場合は、当協会事務局(電話 083-924-9501)に問合せてください。